

特別民間法人・特別法人が実施する事務・事業に関する政策評価（個票）

法人名	国民年金基金連合会	担当部局・担当課室	年金局 企業年金・個人年金課
		評価実施時期	令和4年3月
根拠法令等	国民年金法（昭和34年法律第141号）第137条の4及び第137条の15 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第2条第5項及び第74条	法人類型	特別法人
法人概要	<p>○法人の概要</p> <p>国民年金基金連合会は、国民年金法第137条の4の規定に基づき、転居や転職により国民年金基金の加入員資格を60歳到達前に喪失された方で加入員期間が15年未満の方等への年金および遺族一時金の支給を共同して行うため、国民年金基金が会員となり、平成3年5月30日に厚生大臣の認可を受けて設立された。</p> <p>平成14年からは、確定拠出年金法第74条の規定に基づき、確定拠出年金の個人型年金の実施主体として、個人型年金規約を作成するとともに、加入者等の資格の確認、資格情報の管理、掛金の収納等の業務を自ら実施している他、金融機関等に委託して、加入等手続の受付、運用商品の選定提示、資産管理、記録管理を行っている。</p>		
法人の事務・事業の内容	<p>○事務・事業の内容</p> <p>①国民年金基金の中途脱退者及び解散基金加入員に対する年金及び一時金の支給を行う事業（中途脱退事業）</p> <p>②国民年金基金が支給する年金及び一時金につき一定額が確保されるよう、国民年金基金の拠出金等を原資として国民年金基金積立金の額を付加する事業（給付確保事業・共同運用事業）</p> <p>③国民年金法第128条第5項の規定による委託を受けて基金の業務の一部を行う事業（国民年金法第137条の15第2項第2号）</p> <p>④国民年金基金の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業（附帯事業）（国民年金法第137条の15第2項第3号）</p> <p>⑤国民年金基金制度についての啓発活動及び広報活動を行う事業（国民年金法第137条の15第2項第4号）</p> <p>⑥個人型確定拠出年金の管理運営事業（確定拠出年金個人型年金運営管理事業）（確定拠出年金法第74条）</p> <p>※詳細は、別紙のとおり。</p>		
法人の事務・事業の目的	<p>①中途脱退者に対して、将来の年金の支払いを確保するとともに、受給権者の利便の向上のため、年金を通算して支払うこと</p> <p>②各基金が支給する年金や一時金の支給が将来にわたり安定的に行われるようにすること</p> <p>③各国民年金基金の事務処理の負担及び費用負担の軽減を図ること</p> <p>④国民年金基金の行う事業の健全な発展を図ること</p> <p>⑤国民年金第1号被保険者等に国民年金基金制度の内容や加入手続等を周知し、基金への加入促進を図ること</p> <p>⑥個人型確定拠出年金の加入者の資格の確認や掛け金の収納等の事務を的確に実施し、国民の高齢期における所得の確保を図ること。</p>		
関連する政策目標等	—		

<p>法人の事務・事業の実績等</p>	<p>○実績（令和3年度）</p> <p>①中途脱退事業  中途脱退者：541,147人（内待期者：389,424人、内年金受給者：151,723人）  年金：裁定：11,405件、給付費：287億1,707万円  一時金：裁定：1,819件、給付費：21億7,034万円</p> <p>②給付確保事業・共同運用事業  給付確保事業：収益率：6.79%、積立資産額：19,257億円  共同運用事業：収益率：6.79%、積立資産額：19,513億円</p> <p>③委託を受けて基金の業務の一部を行う事業  ○国民年金基金の加入員の委託を受けて行う保険料の納付に関する事務  納付委託事務受託費 5,367千円</p> <p>④国民年金基金の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業（附帯事業）  ○各国民年金基金との委員会等の実施  国民年金基金運営協議会 4回  国民年金基金実務レベル会議 12回</p> <p>⑤国民年金基金制度についての啓発活動及び広報活動を行う事業  ○国民年金基金制度についての啓発活動及び広報活動  新規加入員（再加入を含む）3万3千人（増口含め4万人）  国民年金基金制度の周知を図るための共同ダイレクトメール  年3回 計540万通送付</p> <p>⑥確定拠出年金個人型年金運営管理事業  現存加入者数：2,387,772人  （第1号加入者：269,866人、第2号加入者：2,015,130人、第3号加入者：102,776人）  現存運用指図者数：789,096人</p> <p>○事業収入（令和3年度）  中途脱退事業：74,030,099千円  給付確保事業：173,166,801千円  共同運用事業：185,196,609千円  附帯事業：1,526,313千円  確定拠出年金個人型年金運営管理事業：5,666,292千円</p>
<p>国からの補助金等</p>	<p>別紙のとおり</p>
<p>法人の事務・事業の見直し状況（これまでの検証）</p>	<p>● 裁定請求における添付書類の省略【事務手続きの簡素化】  国民年金基金規則等の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第211号）により、裁定請求における生年月日を証する書類の省略の措置等（令和2年12月28日施行）が講じられたことから、中途脱退事業において必要な業務を実施している。</p> <p>● iDeCo加入時等の事業主証明書の廃止等（令和6年12月）【事務手続きの簡素化】  確定拠出年金個人型年金運営管理事業において、企業型DCの事業主掛金とiDeCoの掛金の合算管理の仕組みにDB等の他制度掛金相当額を併せて管理することにより、毎月、企業年金の加入状況を確認できることになるため、現在、事業主が行っており、簡素化要望が多かった  (1) 従業員のiDeCo加入時・転職時における企業年金の加入状況に関する事業主証明書の発行  (2) 年1回の現況確認を令和6年12月から廃止する。</p> <p>● オンライン化・システム化の推進【事務・事業の見直しを検討中】</p>

	<p>令和3年1月より、確定拠出年金個人型年金運営管理事業における一部の届出についてオンラインによる申請を可能としたところであるが、更なる手続きのオンライン化・システム化を検討の上、措置を講じる。(令和7年まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 内部統制及びコンプライアンスの充実・強化【事務・事業実施の厳格化】 平成29年10月に「監査室」を設置し、内部監査を開始。また、令和3年4月にはリスク管理を有効に機能させるため、連合会全体のリスク管理を統括する「リスク・システム管理室」を新設し、内部統制の強化のための体制整備を行った。</li> </ul>
<p>法人の事務・事業の必要性等・有効性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 国民年金基金の中途脱退者及び解散基金加入員に対する年金及び一時金の支給を行う事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業の必要性 中途脱退者について、その加入員が受給年齢に達したときなどに通算して年金または遺族一時金を支払う事業であり、受給者、年金額とも毎年度増加を続けていることから、事業の必要性は高い。</li> <li>● 事業の妥当性 国民年金法第137条の15第1項により、国民年金基金連合会が実施する事業と規定されており、年金支給事業の一体化の観点から国民年金基金連合会が一体的に事業を運営することは妥当性がある。</li> </ul> </li> <li>② 国民年金基金が支給する年金及び一時金につき一定額が確保されるよう、国民年金基金の拠出金等を原資として国民年金基金積立金の額を付加する事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業の必要性 各国民年金基金の加入員の平均余命・男女比率、資産規模などに相違がある中で、加入する基金によって給付に差が生じることを防ぎ、給付を安定的に確保できるよう、地域や職域の如何を問わず全国一本の財政単位で運営することにより、すべての加入員が等しく充実した年金を受け取ることができるようにするために実施している事業であり、また、国民年金の付加年金部分を代行しており公的な性格をもつ年金制度であることから、事業の必要性は高い。</li> <li>● 事業の妥当性 国民年金法第137条の15第2項第1号により、国民年金基金連合会が実施する事業と定められており、国民年金基金連合会が一括して資産運用を行うことで、加入する国民年金基金によって給付に差が生じることを防ぎ、給付を安定的に確保するため、妥当性がある。</li> </ul> </li> <li>③ 委託を受けて基金の業務の一部を行う事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業の必要性 各国民年金基金の事務処理の負担及び費用負担の軽減化、運営の効率化のため、今後も実施していくことが必要である。</li> <li>● 事業の妥当性 国民年金法第137条の15第2項第2号により、国民年金基金連合会が実施する事業と定められており、同法第128条第5項の規定による委託を受けて行う基金業務の一部を行う事業であり、国民年金基金運営の効率化のために、全4基金が会員となっている国民年金基金連合会が実施することが妥当である。</li> </ul> </li> <li>④ 国民年金基金の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業の必要性 各国民年金基金の事務処理の負担及び費用負担の軽減化、各国民年金基金における事業の推進のための施策の実施など、運営の効率化のための事</li> </ul> </li> </ul>

	<p>業であり、今後も実施していくことが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●事務・事業の妥当性       <p>国民年金法第137条の15第2項第3号により、国民年金基金連合会が実施する事業と定められており、各国民年金基金が実施する事業について、個人情報保護等の内部統制、事業実施についての指導及び連絡、制度の見直しなどに関する調査・研究、各種研修会の開催など、基金事業の効率化のための事業であり、各基金によって設立され、全4基金が会員となっている国民年金基金連合会が実施することが妥当である。</p> </li> </ul> <p>⑤ 国民年金基金制度についての啓発活動及び広報活動を行う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●事業の必要性       <p>老後に向けた資産形成のための私的年金の必要性や役割が高まっており、自営業者等の資産形成の促進のため、今後も実施していくことが必要である。</p> </li> <li>●事務・事業の妥当性       <p>国民年金法137条の15第2項4号により、国民年金基金連合会が実施する事業と定められており、効率的・効果的な制度周知を行うため、全4基金が会員となっている国民年金基金連合会が実施することが妥当である。</p> </li> </ul> <p>⑥個人型確定拠出年金の管理運営事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●事務・事業の必要性       <p>公的年金の上乗せ部分における新たな選択肢として、また、企業年金加入者が企業型確定拠出年金制度のない企業に転職した場合の受け皿として、個人型確定拠出年金制度が必要である。</p> </li> <li>●事務・事業の妥当性       <p>確定拠出年金法第74条により、国民年金基金連合会が実施する事業と定められており、制度を公正中立に運営する必要があること、他制度と重複して個人型確定拠出年金に加入することを防止する観点や、加入資格のない者の加入を防止する観点から、加入者記録を一元的に管理する必要があること、また特に税制上、第一号被保険者の国民年金基金と個人型確定拠出年金の拠出限度額が共通であるため、両者の拠出額を一体として管理する必要があることから、国民年金基金関係業務を実施する国民年金基金連合会を個人型確定拠出年金の実施主体とすることは妥当性がある。</p> </li> </ul>
<p>法人の事務・事業の執行体制の適格性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事務・事業の実施に関する監督体制の適格性       <p>毎事業年度の予算・決算の認可に伴って、毎事業年度の事業計画及び事業報告について提出させ、国民年金基金連合会の業務の現状や今後の見通しについての監督を実施している。</p> </li> <li>●法人の事務・事業実施主体としての適格性       <p>国民年金基金連合会においては、個別の基金では行えない中途脱退事業や、共同事務処理を行い、また各国民年金基金の資産を共同で運用するなど、国民年金基金制度の中心的な役割を担っており、また、個人型確定拠出年金の実施機関としての事業を行うなど公共性の高いものとなっている。また、年金資産や会員からの会費収入等の管理運用等の適正を期する必要がある。</p> <p>現在、国民年金基金連合会は、当該業務を適正かつ確実に実施するとともに、事務経費にかかるコスト増を圧縮するなど事業改善も継続的に行っており、実施主体として適格である。</p> </li> </ul>

政策効果の把握の手法及びその結果	国民年金基金連合会からの報告文書等により把握している。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	特になし
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	特になし
評価結果の総括（現状分析（事務・事業の評価）と今後の方向性）	<p>老後に向けた資産形成のための私的年金の必要性や役割は高まっており、自営業者等の資産形成の促進のため、国民年金基金連合会は、国民年金基金制度の安定的な制度運営及び発展を図っていく必要がある。</p> <p>また、中途脱退事業や給付確保事業・共同運用事業における年金資産を安全かつ効率的な管理・運用を引き続き実施していかなければならない。</p> <p>その上で、国民年金基金に関する事業及び個人型確定拠出年金の管理運営事業ともに、収入と支出のバランスのとれた健全な運営を目指す必要がある。</p>
備考	

## ○事務・事業の構造等（令和3年度）

事務・事業名	①事務・事業の内容及び②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (令和3年度決算) (百万円)	収入額（百万円） (令和3年度決算)		公益法人等への支出 (百万円) (令和3年度)		
			内訳	(名称)	(額)	法人名	額
			合計				
国民年金基金の中途脱退者及び解散基金加入員に対する年金及び一時金の支給を行う事業 (中途脱退事業)	①事務・事業の内容 中途脱退者及び解散基金加入員に対する年金又は死亡を支給事由とする一時金を支給する事業 ②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容 国民年金法第137条の15第1項 ※収入・支出は、年金経理と業務経理の合計額であり、支出には年金経理の繰入金を含む	36,715	合計		74,030	-	-
			国費	国民年金基金等給付費負担金	323	-	-
			自己収入	会費	33	-	-
				受入金	931	-	-
				受換金	15,538	-	-
信託資産に係る当期運用収益	57,200	-	-				
国民年金基金が支給する年金及び一時金につき一定額が確保されるよう、国民年金基金の拠出を原資として国民年金基金積立金を付加する事業 (給付確保事業)	①事務・事業の内容 基金の支払う年金および一時金について一定額が確保されるよう、基金の拠出金（1口目掛金）を原資として、基金の積立金の額を付加する事業 ②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容 国民年金法第137条の15第2項第1号	127,719	合計		173,166	-	-
			国費	-	-	-	-
			自己収入	給付確保拠出金	48,233	-	-
				信託資産に係る当期運用収益	124,934	-	-
受入金	-	-	-				
国民年金基金が支給する年金及び一時金につき一定額が確保されるよう、国民年金基金の拠出を原資として国民年金基金積立金を付加する事業 (共同運用事業)	①事務・事業の内容 基金の支払う年金および一時金について一定額が確保されるよう、基金の拠出金（2口目以降掛金）を原資として、基金の積立金の額を付加する事業 ②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容 国民年金法第137条の15第2項第1号	124,684	合計		185,197	-	-
			国費	-	-	-	-
			自己収入	共同運用拠出金	58,949	-	-
				信託資産に係る当期運用収益	126,248	-	-
○国民年金法第128条第5項の規定による委託を受けて基金の業務の一部を行う事業	①事務・事業の内容 国民年金法第128条第5項の規定による委託を受けて基金の業務の一部を行う事業 ②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容 国民年金法第137条の15第2項第2号 国民年金基金法第128条第5項	1,491	合計		1,526	-	-
			国費	納付委託事務受託費	5	-	-
			自己収入	共同事務処理事業受託費	1,505	-	-
				雑収入	16	-	-
○国民年金基金の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業 (附帯事業)	①事務・事業の内容 各基金の事務処理の負担および費用負担の軽減化を図るため、連合会に設置されたホストコンピュータと各国民年金基金の端末装置をオンライン通信回線で結び、連合会と72の国民年金基金が共同で行う事務処理事業及び基金に対する指導や情報提供に関する事業 ②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容 国民年金法第137条の15第2項第3号 国民年金基金令第43条 国民年金法第92条の3第1項第1号	1,491	合計		1,526	-	-
			国費	納付委託事務受託費	5	-	-
			自己収入	共同事務処理事業受託費	1,505	-	-
				雑収入	16	-	-
○国民年金基金制度についての啓発活動及び広報活動を行う事業	①事務・事業の内容 全国国民年金基金と共同し、加入促進のための共同ダイレクトメールの送付、パンフレット作成等国民年金基金制度についての啓発活動及び広報活動を行う業務 ②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容 国民年金法第137条の15第2項第4号	1,491	合計		1,526	-	-
			国費	納付委託事務受託費	5	-	-
			自己収入	共同事務処理事業受託費	1,505	-	-
				雑収入	16	-	-
個人型確定拠出年金の管理運営事業 (確定拠出年金個人型年金運営管理事業)	①事務・事業の内容 個人型年金規約の策定・変更、加入者の資格の確認及び個人型年金加入者掛金の限度額の管理を行う事業 ②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容<根拠法令等> 確定拠出年金法第2条第3項	5,475	合計		5,666	-	-
			国費	-	-	-	-
			自己収入	手数料	4,351	-	-
				借入金	1,258	-	-
雑収入	57	-	-				

※ 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において様式1の合計と合致しないものがある。

○事務・事業の構造等（令和3年度）

○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳）

<令和3年度決算合計>

	法人合計（百万円）	合計		
		年金特別会計	△△特別会計	☆☆特別会計
特別会計		5	5	—
国民年金基金の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業（附帯事業）		5	5	—

※ 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において上記の事務・事業毎の合計額と合致しないものがある。